

DVと児童虐待

～DVと児童虐待について

相談から支援に至るまで～

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力という意味で使われる言葉です。このDVの背後にある家族の関わりについても、近年、注目されています。DVは、夫婦やパートナーの問題と考えられがちですが、同じ家庭にいる子どもの発達やその後の成長にも、大きく影響を及ぼすといわれています。

児童相談所、警察、性被害ワンストップセンター広島などの公的機関とも連携しながら、DV相談、児童虐待や性被害の被害者への法的支援にも携わるなど、弁護士として社会的に弱い立場にある人たちに寄り添いながら活動をしている講師から学びます。

講師 寺本 佳代 さん

法律事務所八丁堀法律センター 弁護士

日時 11月17日(金) 14:00～15:30

場所 呉市役所 7階(呉市中央4丁目1番6号)

申込 10月23日(月)から

定員先着50人。電話または専用QRコードで、人権・男女共同参画課へお申し込みください。※氏名・住所・電話番号(Webフォームの場合はメールアドレスも)が必要です。無料。

QRコード



【申込・お問い合わせ】

呉市 人権・男女共同参画課 〒737-8501 呉市中央4丁目1-6

TEL : (0823) 25-3476 E-mail : zinken@city.kure.lg.jp

「女性に対する暴力をなくす運動」期間 (11月12日～25日)

夫やパートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアルハラスメントやストーカー行為など女性に対する暴力は、心や体を傷つけるだけでなく、女性の人権を著しく侵害するものであり、絶対に許すことができません。

こうした女性に対する暴力を根絶するため、毎年11月12日～25日までを「女性に対する暴力をなくす運動」期間とし、各地でさまざまな取り組みが行われています。

この機会に、女性への暴力を許さない社会を目指し、わたしたち一人ひとりができることを考えてみましょう。



パープルリボンは、女性に対する暴力根絶運動のシンボルマークです。

「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」(11月)

あなたの電話が親子を守る

児童相談所虐待対応ダイヤル189 いちはやく

児童虐待は子どもの生命に危険を及ぼすだけでなく、心にも深い傷を残します。子どもの「命」と「権利」、そしてその「未来」を社会全体で守るため、11月を「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」と定め、児童虐待問題に対する理解を深めてもらおうと各地でさまざまな取り組みが行われます。

この機会に、すべての子どもが虐待を受けずに、健やかに成長できる社会を目指し、わたしたち一人ひとりができることを考えてみましょう。



オレンジリボンには子ども虐待を防止するというメッセージが込められています。